

岡山市不育症治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 不育症の検査・治療の費用の一部を助成することにより、不育症で悩む夫婦の経済的負担を軽減し、もって安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに資するため、予算の範囲内において岡山市不育症治療費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不育症 妊娠はするものの、2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡があることをいう。ただし、死産、流産の既往回数に生化学的妊娠（化学流産）は含めない。
- (2) 不育症検査 一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が行う不育症の原因を特定するための検査であって国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（以下「国民健康保険法」という。）又は医療保険各法の規定による保険給付が適用されないもの、及び先進医療として告示されている不育症検査でその実施機関として承認済の保険医療機関で実施するものをいう。
- (3) 不育症治療 一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が行う不育症の治療（妊娠前又は妊娠中のいずれの時期に行われる治療を含む。）であって国民健康保険法又は医療保険各法の規定による保険給付が適用されないものをいう。
- (4) 治療等 不育症又はその疑いがあるとされた夫婦に対して行う不育症検査及び不育症治療のことをいう。
- (5) 治療費等 治療等に要する費用をいう。ただし、入院時の差額ベッド代や食事代等の治療等に直接関係のない費用を除く。
- (6) 1回の治療期間 治療等を開始した日から出産（流産又は死産を含む。）した日、医師の判断により治療等が終了した日又は治療等を開始した日の属する月の2年後の応当月の末日のいずれか早い日までとする。
- (7) 夫婦 法律上の婚姻関係にある夫婦のほか、事実婚の関係にある男女で生まれてくる子を認知する意向があるものを含む。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者（以下「対象者」という。）は、治療等を受けた者であって、かつ、次の各号のいずれをも満たす者とする。

- (1) 治療等を行った期間及び申請日において、夫婦の両方又はいずれか一方が岡山市内に住所を有していること。
- (2) 治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 夫婦のいずれにも岡山市税の滞納がないこと。

(助成金の交付の制限)

第4条 助成金の交付回数は、同一の対象者について6回までとする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、助成金の交付の対象としない。

3 同一の治療費等に対し他市町村から補助を受けている場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、1回の治療期間に要した治療費等とする。

(助成金額)

第6条 助成金額は、助成対象経費の10分の10とし、30万円を限度とする。

(助成の申請及び決定)

第7条 助成金の交付申請は、岡山市不育症治療費助成申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、1回の治療期間が終了した日の属する年度の末日とする。ただし、3月1日から3月31日までの間に1回の治療期間が終了した対象者は、当該1回の治療期間が終了した日の属する年度の翌年度の4月30日を期日とする。なお、同一の年度内における申請回数に上限は設けないものとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 岡山市に住民登録等をしていること及び夫婦であることが確認できる書類

(2) 医療機関の発行する領収書及び明細書の写し

(3) 岡山市不育症治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)

4 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

5 市長は、第1項の申請に基づき助成の可否及び金額を決定し、岡山市不育症治療費助成承認決定通知書(様式第3号)又は岡山市不育症治療費助成不承認決定通知書(様式第4号)により申請者へ通知する。

6 助成の対象とする年度は、申請が行われた日を基準として決定する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日以降に開始した治療等について適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月30日から施行し、令和3年4月1日以降に実施した治療等について適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に終了した治療等について適用する。
- 2 この要綱による改正前の岡山市不育症治療費助成事業実施要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。